

第 5 0 号議案

亀岡市交流会館条例の一部を改正する条例
の制定について

亀岡市交流会館条例（平成 8 年亀岡市条例第 2 1 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市交流会館条例の一部を改正する条例

亀岡市交流会館条例（平成 8 年亀岡市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 第 1 項中「午後 5 時」を「午後 9 時」に改める。
別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

1 各室及び宿泊施設

使用時間 区分 種別	午前	午後	昼間	夜間	宿泊
	午前9時 ～午後1時	午後1時 ～午後5時	午前9時 ～午後5時	午後5時 ～午後9時	午後2時～ 翌日午前10時
教室	730円	730円	1,250円	730円	
実習室	1,030円	1,030円	1,880円	1,030円	
会議室	620円	620円	1,030円	620円	
コテージ			4,070円		8,140円
キャンプサイト			1,650円		3,300円

備考

- 1 市外居住者（法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用するときは、使用料の3割相当額を加算する。
- 2 使用者が営利、営業、宣伝等を目的として使用する場合は、使用料の5割相当額を加算する。
- 3 前2項の規定により計算した額に10円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 スポーツライミング施設

使用時間 区分 種別	午前	午後	夜間
	午前9時～午後1時	午後1時～午後5時	午後5時～午後9時
専用使用	20,400円	20,400円	20,400円
個人使用	大人	680円	680円
	小人	340円	340円
附帯設備	各附帯設備ごとに、1使用時間区分220円を超えない範囲内において規則で定める額		

備考

- 1 市外居住者（法人にあっては、その主たる事業所の所在地が市外にある者）が使用するときは、使用料（附帯設備の使用料を除く。）の3割相当額を加算する。
- 2 使用者が営利、営業、宣伝等を目的として使用する場合は、使用料の5割相当額を加算する。
- 3 前2項の規定により計算した額に10円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 4 この表において「大人」とは19歳以上の者を、「小人」とは7歳から18歳までの者をいう。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

亀岡市交流会館条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 亀岡市交流会館の開館時間を変更し、会議室等の夜間の使用料を規定すること。
- 2 スポーツライミング施設の設置に伴い、当該施設の使用料を規定するとともに、ホールの貸館を廃止すること。
- 3 この条例は、令和2年4月1日から施行すること。